

西蒲民商ニュース

2020年8月3日号

西蒲区巻甲2573-5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

コロナの商売危機

持続化給付、家賃支援

国保減免で商売継続

「持続化給付金が振り込まれ、経費や税金の一部を払った」（建設業）「家賃支援の申請をした。（小売業）等の声が寄せられています。国・県・市の補助金や支援制度を活用し、コロナによる商売の危機を乗り切りましょう。

【家賃支援給付金制度】

○支援対象業者

*法人や小規模業者やフリーランス

*5月〜12月の売上高一ヶ月50%減、

連続3カ月で前年同期比30%減

*商売で土地や建物の賃料を支払っている。

○給付額

個人 賃料（37・5万）の2/3の6倍

法人 賃料（75万）の2/3の6倍

個人最大3百万円 法人最大6百万円

○用意するもの

家賃等の賃貸契約書

家賃などの支払証明書（三か月分の通帳写し

や、振込明細書）、領収書

本人確認書類（免許証など）

昨年の確定申告書、今年の売上減少書類



家賃支援制度の申請を
しよう

雇用調整助成金降りる

Aさん（建設業）は、コロナの影響で仕事に激減、従業員二人の雇用調整助成金を申請していましたが、4月分の給与の9割が給付されました。今後5月分、6月分（10割）が下りる予定です。Aさんは「休業中も従業員には給与を百%支払って来た。何とか商売を継続していきたい」と話しています。

国保の減免申請を！

○対象者

*主たる生計維持者の事業収入が令和元年分と比べて3割以上減少見込み

○減免額

*主たる生計維持者の令和元年分所得3百万円以下：保険料の全額

*4百万円以下：保険料の8/10

以下所得に応じて減免

○申請書類

令和2年分の収入見込み書

1月から直近（7月）までの収入帳簿等
令和元年分の確定申告書控え等

○問合せ 市保険料減免コールセンター

025122612633

【持続化給付金手続き】

1、パソコンやスマホ申請

○経産省のホームページから「持続化給付金」を選択、仮登録し、メールが届いたら本申請をします。

2、事前に用意しておくと便利

○2019年度分確定申告書の控え

法人は法人事業概況説明書、別表1

収入金額がわかるもの（収支内訳書等）

確定申告の收受印のない人は、税務署で

納税証明書その2（所得金額用）

○昨年の売上と今年の売上減少月（50%減）の比較が必要です。売上帳簿のひな

形は民商にもあります。

○免許証等の本人確認書類

○通帳や口座番号の現物